

令和 7 年 3 月 定例 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時	令和 7 年 3 月 2 7 日 午 後 1 時 3 0 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊵遅刻 ㊶早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数	19名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
		○ 松本 伸雄
		○ 新見 哲也
		○ 松本 覚二
		○ 山口 康明
		○ 小林 重喜
		○ 長谷川 壽幸
		㊗ 高田 良彦
		○ 渡口 学
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 川内 益栄	係長 田畑 徹二
主査 桃田 忠邦	参事 吉田 倉也	
7. 議長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
11番 坂本 康弘	12番 濱崎 稔	

【事務局長】

皆様、こんにちは。ただ今から令和7年3月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、推進委員11番 高田委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

桜の開花宣言が長崎県では3月24日になされましたが、あっという間に咲き始めたようです。委員の皆様は、就任から一年が経過いたしました。活動について慣れていただけでしょうか？制度が変わっていくなかでの活動は大変ご苦労があることと存じます。その中のひとつで地域計画については、何度も触れてきたところですが3月13日に市内すべての地域の計画が公告されました。これからはこの計画を基本として農地の賃貸借が行われることとなります。事務局としましてもやりやすい方法を模索してまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。委員のみなさまにおかれましては、ご質問ご要望等がございましたら遠慮なく事務局へ連絡いただければと思います。それでは、会長のご挨拶をいただきまして、3月の総会に入りたいと思います。

【会長】

あらためまして皆様こんにちは。今日は不安定な天気ですが、昨日までは春らしい気温の高い日が続いておりました。ウグイスのさえずりも何回も聞くようになりました。良い組み合わせの例として梅にウグイスとあるようです。それに加えて柳にツバメ、縁起がいいのが松に鶴、その様な組み合わせがある様です。さて、この時期は年度変りの時期です。私は個人的な事ですけど地元の西木場地区というところの副区長を3年、そして区長を3年の合計6年務めました。やっとこの3月で卒業することになりました。地区も高齢化しているのですが、それでも世帯数が184世帯ございます。やはりこの6年間、特に区長の3年間の時は大なり小なり苦情がきたりしました。この苦情の情は情報の情でもあるなと途中からそういう風に思うようにしました。苦情といやだなと受け止めずに、これは情報の一つだということを受け止めるようにしました。去年の12月にですね公民館の前に置いてある市の社会福祉協議会からもらったベンチの座るところが割れているという苦情が来たのですが、それですぐに見に行ったら割れていたので応急処置で広いテープを張りました。と同時にひょっとしたら市の社会福祉協議会に申請すればもらえるかもしれないと思って、経年劣化で割れていましたので、その後申請書を出しました。そしたらなかなか通らないと言われてましたが、タイミングが良かったのか3月に入ってから承認されましたとの通知が来て3月6日に届きました。樹脂製のベンチなんですけど、大きく社会福祉協議会と書いてあるのですが設置いたしました。最初は苦情が来て、対応しないといけなないと思ひ副区長さんと一緒に対応しました。私もまだ農業委員2年目の終わりにきていますが、農業が素人ですけど、やはり農業委員・推進委員という立場にとっても担当地区の農業者から入ってくる苦情まではいかないかもしれませんが、そういう情報、お知らせ、お願いとか来た場合には、前向きに対応しないといけなないのかなと、ここ1.2年勉強しました。色々な苦情とかあるかもしれませんが、受け止めて、できれば苦情や情報が入る前に農業委員・推進委員として地元の農業者の方々と顔をあわせて対話しながら、そういう中で情報を察知することが大事なと苦情に至る前にですねそういう対応ができるのが理想かなと思ひながら自分自身反省をしているところでございます。加えましてこの前もお話をしました長崎農業委員会1.1運動の中のスローガンに一月に一農家への声掛けというのがありますが、やはり三つのポイントにもありますが農家への声掛け、それから活動記録簿への記録ですね、活動の見える化も大事なと思ひます。できましたら松浦市の目安である一月に9日以上を今年は難しかった方は来年度頑張っていたいただければと思ひます。

それでは本日の総会、よろしくお願ひいたします。

免字大西田■■■■・畑・499㎡で、土地改良事業の行われていない小規模な団地に属する農地のため第2種農地です。転用の目的は、贈与で土地を取得し一般個人住宅を建築するものです。土地利用については、42ページの配置図をご覧ください。配置図のとおり木造平家の住宅を建築します。排水ですが、雨水は自然流下と集水樹を介して既存の溜枡へ、汚水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後に既存の溜枡へ接続します。この土地利用に係る市民生活課との開発協議は現在協議中です。近隣への営農への影響ですが、隣接農地は譲渡人の所有で、土地利用計画からして何ら問題ないと判断します。最後に、住宅ローン仮審査結果通知にて資金計画を確認し、確実に事業は実施されると思われまますので、総合意見としては許可相当と判断するところです。

事件番号2です。資料を44ページ以降に添付しております。本件は、令和7年1月15日付で一時転用の許可のあったものについて、一時転用の期間を延長するために申請がなされたものです。貸人・借人、計画内容等について、当初と変更ありませんので説明を省略します。

本件は借人と松浦市とのドローンを活用した物流モデル構築事業の業務委託において農地をドローンスタンドとして利用するために一時転用許可を受けております。今回は、業務委託契約が延長されたことに伴い、一時転用期間も延長するという内容です。変更となる期間ですが、当初は令和7年1月15日から令和7年4月15日まででしたが、変更後は令和7年1月15日から令和8年4月15日までとなります。なお、一時転用期間は農地への復旧までを含めたものです。最後にインターネットによる預金残高確認画面の写し添付されておりますので、確実に事業が行われると思われまます

以上、2件につきまして皆様のご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。それでは事件番号1番について現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員9番前田委員をお願いします。

【前田委員】

農業委員9番の前田でございます。3月19日に事務局と農業委員10番の宮本委員と地元委員の山内委員と現地調査を行いました。先ほど事務局から説明がありましてとおり畑の一角を宅地にするもので畑の周りは山林でございました。宅地が建った後も畑の出入りは進入路が確保されておまして何ら営農には問題ないかと思ひます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして地元委員のご意見をお願いします。農業委員17番、山内委員をお願いします。

【山内委員】

17番、山内です。3月19日委員会事務局とともに農地転用の現地確認を行いました。問題ないと思ひます。ご審議をお願ひいたします。

【議 長】

はい、続きまして事件番号2番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いいたします。農業委員9番、前田委員お願いします。

【前田委員】

農業委員9番前田でございます。先ほどと同じ3月19日事務局と宮本委員と現地調査を行いました。この案件は昨年12月25日に総会の折審議された案件と同じであります。その時の申請内容と変わりはありませんでした。今度の現地確認でも何ら問題ないと思われました。ご審議方お願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして地元委員のご意見をお願いいたします。推進委員18番、松崎委員お願いします。

【松崎委員】

推進委員18番の松崎です。19日に現地を確認しております。一時転用の延長で前回の要件と全く同じと思います。悪天候時は飛行はしないということで、雨水とかの心配もいらないかと思えます。近隣に農地等もないので影響は無いようです。以上です。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

無いようですので、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして4ページ、議案第17号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第17号農用地利用集積計画（一括方式）の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。議案は5ページから31ページにかけて11件の促進計画となっております。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

【議 長】

はい、5ページから31ページ11件、しばらく時間を取りたいと思います。ご確認をお願いします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

はい、無いようですので、議案第18号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

【事務局】

農業振興地域整備計画の変更について、農林課より意見を求められましたので、ご審議いただくものです。事件番号1です。49.50ページの資料をご覧ください。変更の区分は、農用地区域への編入です。土地の所在は、志佐町池成免字上木場■■■■番・田・1821㎡、所有者は志佐町池成免■■■■氏です。編入の目的は中山間地域等直接支払交付金の対象地とするためです。現地調査の結果、現在も耕作されている田であり、編入については農業振興上、問題ないと思われまます。

事件番号2です。51.52ページの資料をご覧ください。変更の区分は、農用地区域からの除外です。土地の所在は、今福町東免字羽山■■■■・原野・618㎡ほか11筆、合計7491㎡で、所有者は今福町北免■■■■番地■■■■氏です。除外の目的は、今後、■■■■氏には農業経営を行う意思がなく、太陽光発電施設用地として利用するためです。申請地12筆は元々が田で、過去の非農地判断に基づき地目が原野へ変更されたため、農用地区域に指定されている状況です。除外にあたり、農業振興地域整備計画における土地利用計画に影響が無いか、除外することで周辺の農業に悪影響がないか、により判断します。土地利用計画については、申請地を含めた区域内で土地改良事業などの事業計画はなく問題ありません。除外することによる周辺への影響ですが、太陽光発電の設置計画では現況のまま利用すること、U字溝を設置して排水を川へ放流する計画であることから、影響はないものと考えます。

以上、農用地区域からの除外は農業振興上、問題ないと思われまますが、今回の太陽光発電施設は原野に設置されるために転用許可が不要であり農地法による規制の対象外です。このため、実際に工事を行った際の周辺への影響を考慮して条件を付すべきかと考えます。従いまして、農業委員会の意見としては、「太陽光発電施設の設置に際し、①隣接する農地の所有者等と十分に協議して同意を得ること、②近隣の営農に支障がないよう適切な土地利用計画等に基づき対処すること、を条件として農業振興地域計画の変更もやむを得ないと、すべきと考えまます。

以上、ご審議いただきますようお願いいたします。

【議長】

事務局の説明が終わりました。それでは事件番号1番について現地を確認された委員さんの意見を申し上げます。農業委員10番、宮本委員申し上げます。

【宮本委員】

農業委員10番の宮本です。3月19日に農業委員9番前田委員、事務局と現地を確認いたしました。この土地は長年、資料作物を作付けされておりまして、現在も農地として十分耕作されております。そういうことですので、この土地を農用地に編入することについて問題ないかと思ひます。ご審議宜しく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の意見を申し上げます。農業委員9番、前田委員申し上げます。

【前田委員】

農業委員9番の前田です。3月19日に宮本委員と現地調査を行いました。そして地元委員としての意見でございますが、先ほど宮本委員からもありましたように現在も飼料を作っておられ

まして申請者も認定農業者ということで何ら問題ないかと思われま。ご審議方よろしくお願
いいたします。

【議 長】

はい、続きまして事件番号2番について現地を確認された委員さんのご意見をお願いしま
す。農業委員9番、前田委員お願いします。

【前田委員】

農業委員9番の前田でございます。先ほどと同じく3月19日に宮本委員と私と地元の武部委
員、事務局と現地調査を行いました。51ページの資料をご覧ください。赤丸が付いてますがそ
の左側、西側方向になりますけどここは耕作がされております。そしてこの地図の下の方にな
りますけど南側ですけど耕作がされております。ここは水利が確保されておまして現在も影響
なく営農されております。他は遊休農地でありまして現在は耕作はされておりません。先ほど
の申請については事務局からありました内容のとおりでございます。そして遊休農地も耕作さ
れる場合は水路等が確保されておまして何ら問題ないものと思われま。ご審議方よろしく
お願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の意見をお願いします。農業委員7番、武部
委員お願いします。

【武部委員】

農業委員7番、武部です。この地域につきましては前も一回原野に認定する際に皆様にもご説
明したところですが、石倉山の地滑り地帯のすそ野の方でございまして砂防ダムのすぐ下のと
ころにあります。よって水がかかるところは一部水田を作られておりますが、下の方は大半荒
れておましてイノシシの巣みたいな原野化したところでございます。20年近く耕作が放棄さ
れたような状態になっておまして周りに影響することもなく、52ページの事件番号2の囲いの
横に左側の方に薄く見えるのが河川がありますけれども、そこに水路が面していますので周り
の圃場がもし復帰する時に迷惑がかからなければOKだろうということで話をしております。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご
意見はございますでしょうか。

はい、無いようですので、農業振興地域整備計画の変更については一部意見を付して意見書
を提出することといたします。

続きまして33ページ、議案第19号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該
当するか否かの決定についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたしま
す。

【事務局】

それでは議案第19号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か
の決定について説明させていただきます。番号1です。本件は、今年度の農地パトロールにより
荒廃農地（再生困難である農地）として非農地判断の対象とした農地について、非農地である
か否かをご審議いただくものです。本リストは252件ございますが、所有者等から農地として復

旧するなど今後、利用するとの意向があった農地を除き整理しております。リストの農地は、山林原野化していることを確認したものであり、非農地判断して差し支えないと考えます。

以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。量がありますのでしばらく時間をとりたいと思います。

はい、無いようですので、議案第19号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため非農地通知を交付することといたします。

続きまして38ページ、議案第20号、令和7年度農業臨時雇い標準賃金等についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

はい、それでは、議案第20号、令和7年度農業臨時雇い標準賃金等について、皆さんの方で協議していただければと思いますが、資料38ページをご覧くださいと思います。これは先月の定例会までに皆様の方でアンケート調査をいたしまして30人の委員さんからご意見をいただいております。その分を取りまとめたものが39ページに書いておまして、これとは別にA4の紙で机に資料を置かせてもらっております。まず一番上の段になりますが、1番目の農業臨時雇い標準賃金の時間額ということで、この分に関しましては委員の皆様からのご意見はございませんでした。ですので追加はございません。それから金額につきまして960円となっておりますが、これは去年の10月に長崎県の最低賃金が953円になったということで、10円未満を切り上げて960円となっておりますので金額の変更はございません。

また、今年10月にまた最低賃金の見直しがあった際にこちらの金額は変更があるかと思われる。その下の2番目、機械作業その他の請負料金、燃料費を含むということでこれは税込みの額となっておりますが、こちら見直し額のところは空欄の状態となっております。先ほども言いましたようにこの見直し額につきましては、お手元の検討資料を基に皆さんの方で協議していただいて金額を入れていただければと考えております。まず上からいかせていただきますが、耕起10アール当りこれまで5500円ということでしたけれども、検討資料も併せてみていただければと思います。今回の委員さんからのご意見としては据え置き額として5500円という数が16件で、据え置きでいいのではないかとご意見が多いところでございました。その次に多かったのが6000円が9件ありました。その他6500円とか7000円というご意見も出ておりましたが、この辺を皆様でご意見を出していただいて1つずつ金額を入れて行ければと思っております。耕起については、件数的には5500円という意見が多いんですが、皆様として如何でしょうか？そのまま据え置きでもよろしいでしょうか？特に異論はございませんか？

（「異議無し」の発言あり）

それでは耕起についてはこれまでどおりの5500円とさせていただきます。続きまして代かきでございます、これまで10アール当たり6000円ということでさせていただいておりますけれども、今回の皆様のご意見の中でも据え置きの6000円というのが17件で一番多い数でございます。次に多かったのが500円アップの6500円で7件ほどご意見いただいております。最高額でも7000円ということで色々出ておりますけれども如何いたしましょうか？6000円の据え置きでよろしいでしょうか？

（「異議無し」の発言あり）

ありがとうございます。それでは代かきにつきましてもこれまでどおりで6000円ということでさせていただきます。続きまして機械の田植えですが、10アール当たり6000円となっております、今回のアンケート結果でも6000円が20件ということで一番数が多くございました。次に

多かったのが500円アップの6500円、最高でも8000円というご意見が出ておりますが、これにつきましては如何いたしましょうか？6000円の据え置きでもよろしいでしょうか？

（「異議無し」の発言あり）

はい、それでは機械田植えにつきましてもこれまでどおりの6000円とさせていただきます。続きまして畦塗1メートル当り40円ということになっておりました。アンケート結果でも40円の据え置きが23件と一番多く上がっております。次は10円アップの50円が8件出ていますけど40円で問題ございませんか？

（「異議無し」の発言あり）

はい、それでは畦塗についても1メートル当り40円の据え置きの額にさせていただきます。続きましてバインダー稲刈りですがこれまで10アール当り6000円とさせていただきますが、皆様のご意見の中で一番多かったのが据え置きの6000円が17件上がっております。次に多かったのが500円アップの6500円が7件上がっております。これについては如何いたしましょうか？据え置きの6000円でよろしいでしょうか？

（「異議無し」の発言あり）

それでは、バインダー稲刈りにおいても6000円のまま据え置きとさせていただきます。その下のお米の苗の一箱当たりの金額については、毎年農協で確認させていただいている金額ですので、予約した場合の金額を早期については一箱当り832円税込みです。普通期に關しましては844円になります。当日買われる場合は早期が942円、普通期が954円で、普通期に關しましては殺菌、殺虫剤が施されているものということで確認させていただいておりますので、この金額にさせていただきます。続きましてコンバインが10アール当り13000円ということにさせていただきます。皆様のご意見の中でも一番多かったのが据え置きで13000円が17件、次に多かったのが15000円の6件、最高額でも18000円ということでご意見いただいておりますけれども如何でしょうか？コンバインについてはよその自治体を見させてもらうと幅を利かせている場合があるですね、12000円から15000円とか、ある程度幅を利かせた中で農家の方で話をさせていただいて決めていると、例えば大村市ではコンバインは10アール当り13000円から18000円というような表記をしているところもございます。その様な幅を利かせた設定の仕方もあるかと思っておりますがどうでしょうか？13000円のままでもよろしいでしょうか？例えば13000円から15000円とか。平戸市では12000円から15000円とか幅を持たせた設定になってますね。大村は幅が大きいですが、その中で話をさせていただいて決めてもらう感じですね。皆さんどうでしょうか、13000円一本でいきますか、それともある程度幅を利かせますか？

（「幅があった方がいいのでは」の発言あり）

農地によってはしやすいところもあったり、移動距離があったりとか、そういったものもありますので、できたら幅を利かせた方がいいのかなとも思いますが、今、幅を利かせた方がいいといった意見がありましたけど如何でしょうか？

（「賛成」という発言あり）

それでは最低の額としては如何でしょうか？13000円でよろしいですか？そしたら上の幅ほどのくらいに？

（「15000円」という発言あり）

13000から15000円がいいのではないかと思われる方、挙手をしていただければと思いますが。（多数の挙手あり）

ほとんどの方が手を挙げていただいたということで、13000円から15000円と幅を利かせた設定をさせていただければと思います。ありがとうございました。

続きましてハーベスタです。10アール当り6000円となっておりますが、今回、皆様の意見で一番多かったのが据え置きの6000円が19件いただいております。次に多かったのが6500円と7

000円ということですが、これは如何いたしましょうか据え置き6000円でよろしいでしょうか？問題ございませんか？

（「はい」の発言あり）

はい、それではハーベスタにつきましても同じく6000円の据え置きでさせていただきたいと思います。続きまして飼料刈り取り10アール当り3000円ということでもさせていただいております。皆様のご意見ですがやはり据え置き3000円というのが20件で一番多かったご意見をいただいております。次に多かったのが3500円が7件ですが、これについては如何でしょうか？3000円の据え置きが一番多いのですが、3000円でよろしいでしょうか？

（「はい」の発言あり）

はい、それでは3000円の据え置きでさせていただきます。次に飼料収穫ですが10アール当り3000円ということでしたが、皆様のご意見の中でも多かったのが据え置き3000円が21件ご意見頂いております。次に多いのが7件で3500円ということですが、これについても3000円の据え置きでよろしいでしょうか？特にご意見ございませんか？

（「はい」の発言あり）

【武部委員】

全体的にいいですか？今ここに書いてある数字からいくとその様にした方がいいと思います。が、実情としては「上げられるとやろ」という話が結構あります。というのは人件費についても10年前からするとだいぶ上がっている、軽油・ガソリンの燃料代も結構上がっています。そういう中であって物財費も上がっている、実際にはしてくれる人が減ってくるかもしれないという心配があって、上げてやるべきかなと私も思っていたのですが、逆に高齢者が多くなって自分でやれないからと人に頼むという人も多いんですね。だからそういう人のことを考えると上げたらいけないと思うのですが、今の実情からしたらしてやる方がサービスでやっている形になっているんじゃないかなと心配をしておりました。その点については皆さんが農家さんから聞きとった時にどういう意見が多かったのか確認されてから最終決定しないと帰ってから「何で上がとらんと」言われても返事ができないし、こういう情勢で見直しがされていないとなりますし、近隣市町村の情勢も動いているのかも全く、大村市と平戸市についてはコンバインの話はありましたが、他の部門ではありませんので、もう少し詳しく聞いてから最終結論をだすべきではないかと思えます。

【事務局】

はい、ありがとうございました。確かに武部委員がおっしゃるようによすね約10年位前の最低賃金と今の最低賃金、あと軽油とかガソリン代など10年前に比べると約20%くらい上がっているんですね、それを考えるとそのくらいのアップでもいいのかなとも考えられますが、確かにお願いする側にとっては上げてしまうと大変ですし、逆に請け負う方も上げてもらわないと割に合わないということもあつたりするので、なかなか難しいところではございますが、武部委員から貴重なご意見をいただいたのでその点も参考に検討してはと思うのですが、この臨時雇い賃金の公表については、できれば本日決めさせていただいて、4月の農政協力員を通じて文書を配布する際に農家の皆様にお知らせしたいと思っておりますので、本日決めさせていただきたいと思えます。これまで、コンバイン以外は据え置き額でご意見頂いていたので、それで説明させていただいたところでありましたけれども、いくらか割り増しした方が良くということであれば、いくらか考えたいと思えますが、いかがですか？

【崎村委員】

農家に聞いて回った時に言われたのが、標準額がこれになっているからこの額に合わせてしているんだという方がすごく多くて、でも皆さん、高くとられている方は上げてほしいとおっしゃっていましたが、大概の方はその様に話されました。

【事務局】

ありがとうございます。やはりですね、農業委員会が決めている標準賃金を基に決まっているからという理由で設定されているところが多いのかなと思いますので、今の情勢を考えるといくらかでも上げた方がいいのではと思います。ちなみに平戸市の例をとると平戸市はすべて幅を持たせた設定になっていて、松浦市の金額よりも2割から3割高い金額で幅を持たせて設定されている状況になっています。耕起であれば今は5500円ですが、平戸市の耕起であれば7000円から8000円という感じで2割3割増しでの設定になっているところですね。正直、松浦市が他市に比べると結構低いという印象はありますね。但し、極端に上げてしまうとびっくりしてしまいますので、耕起が5500円ですので、5500円から6500円というような幅を利かせてもいいのかなと思いますが、如何でしょうか？それぞれ1000円単位で幅を利かせてはどうでしょうか？

【坂本委員】

2番目にですね。意見の多いところはそれなりの理由があると思います。以上です。

【事務局】

やはり燃油代とか高くなっているの、請け負う方は大変かと思えますし、例えば耕起で5500円から6500円とすれば双方の話の中で6500円となる場合もあれば、5500円のままという場合もあると思いますので、幅を利かせた方がいいのかなと感じますが、1000円くらいの幅を利かせておきましょうか？

（「賛成」という発言あり）

畦塗以外は1000円の幅を利かせるということでもいいでしょうか？

（「はい」の発言あり）

はい、それでは、耕起については5500円から6500円、代かきについては6000円から7000円、機械田植えについては6000円から7000円、畦塗については40円、バインダー稲刈りについては6000円から7000円、コンバインについては13000円から15000円、ハーベスターについては6000円から7000円、飼料刈り取りについては3000円から4000円、飼料収穫については3000円から4000円ということよろしいですか？

（「はい」という発言多数あり）

ありがとうございます。今、決めていただいたのがこれまでの設定内容でございました。これ以外に追加で何かご意見がないかということで出た意見が検討資料の下の段になります。

ここにはコンバインの刈りにくい場所とか、トレーラーでの移動の場合とか、基盤整備されている圃場の場合とか圃場の条件によって金額を設定したらどうかというご意見を頂いておりますが、コンバインに関しては先ほども言いましたように13000円から15000円と幅を利かせましたので問題ないのかなと思うのですが、それ以外のロールラップとかラップ巻1個200円とかこれまで無かった部分ですね、こういった少数の意見ではございましたが、皆様がこれは是非入れておいた方が良いというご意見があればせっかくですので追加していいのではと思いますがどうでしょうか？崎村委員何かご意見はございませんか？

（特に意見なし）

【武部委員】

籾摺りの30キロと60キロで1200円と1000円というのはどういう事でしょうか？

量が違うだけでどうして金額のあまり変わらないのかなと思って。どんな意味で書いてあるのかなと思って。

【事務局】

これは書いた方がそれぞれ違うんだと思いますけど感覚的なものだったのではと思いますが。こちらにご意見頂いていない部分でも何かご意見があれば出していただいても構いませんが。農薬散布でドローンを使った場合の農薬散布とありますが、元々単価が決まってるんですかね？

【武部委員】

地域協定で決まっているのを聞いてされている。

【事務局】

いかがですかね、何かあれば出していただけて検討しますが、例えば平戸市では飼料梱包ですねロールベアラーの場合、ミニロールであれば200円、ミニロール以外であれば1000円から2000円、あと飼料梱包でラップマシーンを使ってミニロールの場合は200円とか、ミニロール以外の場合は1000円から2000円とかしてますね。これまで示していた標準賃金にこれもあった方がよかったと思われたこともあるのではと思いますがどうでしょうか？特に具体的ご意見がないようであれば、项目的には今までどおりの形で金額の変更だけということになりますが。追加した方がいいというものをございせんか？

ご意見もなさそうですので、今回については金額だけを変更させていただきました。標準賃金は毎年見直しを行っておりますので、まだ次回の来年の3月の総会の際にあらためて検討させていただきたいと思います。本日は特にご意見無ければこれまでどおりの項目内容でさせていただきますがよろしいでしょうか？

（「はい」の発言あり）

それでは金額を変更させていただき4月の農政協力員あての文書配布の際に、農家の皆様に周知することと、5月の市報にも載せたいと思います。ありがとうございました。

【議 長】

はい、皆様のご協力によりまして見直し額が決まりました。それでは議案第20号令和7年度農業臨時雇標準賃金等については、見直し額のとおりとし公表することといたします。

1時間10分ほど経ちましたので、ここで10分程度休憩の時間をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議 長】

それでは協議事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、協議事項に入ります。本日の協議事項は特にございませんので、事務局からのお願いになるかと思えます。

- ・地域計画の策定（3月13日付）に伴い各担当委員へ地域計画を配布
- ・掘り起こし活動実績報告書（新様式）の配布
- ・活動記録簿の提出と上乘せ報酬について

- ・タブレットの活用について
- ・7年度定例会日程について
- ・4月1日付け人事異動について(転出・退職のみ)

【議 長】

それでは本日の総会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 12分

議 長

